

発注見通しについて

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

J-GREEN 堺 合宿所等整備事業

(2) 発注者

社団法人大阪府サッカー協会

(3) 業種

設計・建築工事

(4) 工事等期間

約 330 日

(5) 入札契約方式

一般公募型プロポーザル方式

(6) 事業概要

① 施設概要

項目	概要
敷地面積	約 6,270 m ² (工事範囲)
構造	事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	4,600 m ² 程度 (観覧席除く) で事業者の提案による。 合宿所：約 2,000 m ² 寄宿舍：約 600 m ² 共用部 1 (会議室等)：約 650 m ² 共用部 2 (機械室等)：約 1350 m ² 屋外付帯施設
階数	地下なし 地上 2～3 階程度

② 業務概要

- ・施設の実施設計業務 (工事監理業務は除く)
- ・施設の建設工事業務
- ・屋外付帯施設の整備工事業務
- ・家具、備品整備工事業務

2 募集及び選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュールは、下記のとおりとする。

日程	内容
平成 23 年 3 月 18 日 (金)～4 月 1 日 (金)	募集要項、要求水準書、事業者選定基準等配布
平成 23 年 4 月 4 日 (月)	応募書類の受付
平成 23 年 4 月 9 日 (土)	事業者の決定
平成 23 年 4 月 11 日 (月)	契約締結 (仮)

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者は、複数の企業で構成されるグループ（以下、総称して「応募グループ」という。）とし、応募グループは、代表企業を定め、代表企業以外の企業は構成企業とする。なお、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

(2) 応募者の参加資格要件

応募グループの代表企業、構成企業のいずれも、以下の参加資格要件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ②応募書類の受付日から事業契約の締結までの期間に、堺市から入札参加停止若しくは入札参加回避の措置を受けている者、又は入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ④民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
- ⑤会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者でないこと。
- ⑦清算中の株式会社である事業者について、商法に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。
- ⑧手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
- ⑨最近 1 年間の法人税、消費税（地方消費税を含む。）、事業税、法人市民税、固定資産税を滞納していないこと。
- ⑩協会が本事業に係るアドバイザー業務を委託している企業及びその協力会社と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。なお、本募集要項において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ⑪応募グループの代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成企業として参加していないこと。

(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件

応募グループの代表企業、構成企業のうち合宿所等施設の設計、建設の各業務に当たる者は、それぞれ①、②に掲げる全ての要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

① 施設的设计業務を行う者

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- (イ) 寄宿舍施設(玄関・厨房・便所などは原則的に共用で、寝室だけが各入居者用に用意されている形式の宿舎をいい、公共施設、民間施設を問わない、以下同じ)又は宿泊施設(公共施設、民間施設を問わない、以下同じ)、若しくはスポーツ施設(公共施設、民間施設を問わない、以下同じ)の設計実績(基本設計若しくは実施設計)を有していること。なお、当該実績は募集要項公表日から起算して過去 10 年間に履行したものに限る。

② 施設の建設業務を行う者

- (ア) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 2 又は 3 者による共同企業体とし、市内業者(堺市内に建設業法上の主たる営業所を有するもの)を 1 者以上含むものとする。
- (ウ) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく最新の有効な経営規模等評価結果通知書(総合評定値通知書)の建築一式工事の総合評定値(P)が代表企業については、市内業者にあつては 950 点以上、市内業者以外は 1,400 点以上、構成企業については一律 700 点以上であること。
- (エ) 代表企業は寄宿舍施設、又は宿泊施設で延床面積が 4,000 m²以上の施設、若しくはスポーツ施設に係る施工の実績を有していること。なお、当該実績は、募集要項公表日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。

(4) 参加資格要件の適用

- ① 「(2) 応募者の参加資格要件」及び「(3) 応募者の業務遂行能力に関する資格要件」に係る資格審査基準日は応募書類の受付日とする。
- ② 資格審査基準日以後、契約の締結までに、応募グループの代表企業が当該参加資格要件を充足しない事態が生じた場合は、当該応募グループは失格とする。
- ③ 資格審査基準日以後、契約の締結までに、応募グループの構成員のうち代表企業以外の構成員が当該参加資格要件を充足しない事態が生じた場合も、当該応募グループは失格とする。

4 募集手続等

(1) 募集要項等に関する事項

① 募集要項等

募集要項等の配布期間は、平成 23 年 3 月 18 日(金)から平成 23 年 4 月 1 日(金)の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。(土・日・祝日は除く)

5 事業者の決定方法

事業者の決定方法は総合評価方式により行う。

6 本事業に関する連絡先

社団法人 大阪府サッカー協会

〒530-0002 大阪市北区曽根崎新地2-1-13 沢田ビル3階

電話 06-6342-5288 ファックス 06-6342-5388

担当：専務理事 藤縄 信夫、 事務局長 坂東 和浩

7 本事業に関するアドバイザー及びその協力会社

株式会社 ユーデーコンサルタンツ（事務局兼務）

〒541-0053 大阪市中央区本町4-7-4 本町グラマシービル5階

電話 06-6265-5585 ファックス 06-6265-5586

担当：入口 嘉憲、 洪 潤清（ホン）

株式会社 地域経済研究所

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-3 天満橋千代田ビル1号館6階

電話 06-6920-8313 ファックス 06-6920-8314

担当：井上 浩一、 坂根 達也